



Vol.204

トクちゃん新聞

4月号

GW どんな計画をして
いらっしゃいますか？

令和7年4月17日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>mail: info@ft-tax.com

◆ 頑張ってまいります

徳野



このたび、12年間勤務していた 廣島が退職ということとなりました。
20歳代半ば、業界未経験での入社でしたが、入社直後から高い能力を感じさせる仕事ぶりでした。会社規模や業種、お客様の性別・年齢問わず、丁寧な仕事を続けた結果、「**廣島ファン**」ともいえるような関係性が築かれ、厚いご信頼を頂戴していたように思います。**お客様から感謝いただく機会**も多くありました。
また、**社内の業務フロー構築や新人指導にも多大な功績**を残してくれました。
社内社外、ともに影響が本当に大きい今回の廣島の退職ですが、年始以降2名採用し体制の立て直しを図っております。廣島が担当していたお客様につきましては、以前と変わらないサービスをご提供できるよう、**徳野以下、全社を挙げて頑張っまいります**ので、何卒引き続きご愛顧のほどよろしくお願いいたします。



ケアマネさんの母親宅への月イチ訪問に同席しています。現担当の方が、今までで一番よいです。**母親としっかりしゃべってくれます**。1時間弱の短い時間でも**何回も母親が笑います**。一方、私は「前回言ってたアレってどうなりました？」と聞かれて、何も進められておらず、**この期間母親とあまり関わってなかったことを認識させられる**こともある、ちょっとしんどい時間にもなっていますが…。周囲と協力して肩に力を入れすぎずに頑張ります。

◆ 令和7年度税制改正「基礎控除」の引き上げ

【改正前】

【改正後】

大熊



令和7年度 税制改正関連法案についての速報です。

■「基礎控除」の引き上げ

- ・令和7年分以降の所得税において、「**基礎控除**」の金額が右表の通りに変更となります。
- ・**黄色部分のみ**、**令和7年分～令和8年分 2年間限定の取扱い**となります。(令和9年分以降は、控除額「58万円」)
- ・住民税の基礎控除については金額の変更はありません。

合計所得金額	基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額
～2,400万円以下	48万円	～132万円以下	95万円
		～336万円以下	88万円
		～489万円以下	68万円
		～655万円以下	63万円
～2,450万円以下	32万円	～2,350万円以下	58万円
～2,500万円以下	16万円	～2,400万円以下	48万円
2,500万円超～	0万円	～2,450万円以下	32万円
		～2,500万円以下	16万円
		2,500万円超～	0万円

※参考：参議院「[所得税法等の一部を改正する法律案](#)」(R7.3.31 本会議可決済)

◆ 万博情報誌

細川



いよいよ万博が始まりました。様々なイベントが開催されていますが、HPを見ても知りたい情報へのアクセスが難しかったり、イベントを一覧表示できなかつたり…。予約する日付・イベント・パビリオンを決めることも苦勞します。こういった情報へのアクセスを助けてくれた本を紹介します。

◆ 大阪・関西万博ぴあ

130ページほどの冊子ですが、パビリオンやイベントの紹介などがまとまっています。20万部突破したようです。



◆ 2025年日本国際博覧会 大阪・関西万博公式 ガイドブック

360ページと「大阪・関西万博ぴあ」に比べ非常に分厚くなっています。こちらの本もメインはパビリオンやイベントの紹介となっています。イベントカレンダーもついていて予約日を決める参考資料にもなりますが、日本以外の各国が主催のイベントは詳細が省かれているものも少なくありませんでした。

今回改めて、「迅速に正確な情報が得られる」ことの大切さを実感しました。弊事務所はみなさまの期待に応えられるよう適切な情報提供を心掛けたいと思います。

◆ 税務スケジュール(5月)

5月12日(月)

・4月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

6月2日(月)

・4月分 社会保険料の納付

・3月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税

・9月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税

・6月9月12月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

・自動車税・軽自動車税の納付

■ 労働保険の年度更新

5月末頃に「労働保険料申告書」が届きます。
申告・納付期間は6月2日(月)から7月10日(木)です。
期間内のお手続き・納付をお願いいたします。

■ 住民税 特別徴収税額の通知

5月末までには「特別徴収税額の決定・変更通知書」が届き、
6月分より住民税特別徴収税額が変更となります。
端数の関係で7月分も金額変更がありますのでご注意ください。

小鐵



◆ 弥生会計 伝票コピー

4月となり新しい年度が始まりました。今月より弥生会計を初めて触る事になった方もおられるのでは？

みなさんは弥生会計の入力時に「振替伝票」はご利用されていますか？

主に複数の仕訳を入力する時に使います。

例えば給与の入力だと、借方には給料手当や旅費交通費、貸方には預り金(社保)や預り金(源泉)や未払金(給与)などと一纏めにして入力します。

また今回の給与のような毎月入力がある仕訳だと「伝票の複製」をする事で仕訳をコピーできるので、金額を変更するだけで済みます。また年間を通して統一された仕訳になるので、見た目もきれいでスッキリします。

とても便利なので、ぜひご利用下さいね。

白川



◆ 令和7年度 雇用保険料率

齋藤



雇用保険料率が令和7年4月より変わりました。

給与計算に影響があるのは、黄色箇所、

「従業員負担分」です。

＜一般の事業＞

従業員負担分：従前「0.6%」⇒新「0.55%」

＜建設の事業＞

従業員負担分：従前「0.7%」⇒新「0.65%」

従業員負担分のみでなく、会社負担分も0.05%減少しています。

減少理由は「雇用保険の積立金水準も含めた財政状況が、新型コロナウイルス禍より回復傾向にあるため」
僅かですが、雇用保険料の率低下は、嬉しいですね。

		従前	新
一般の事業	従業員負担分	0.60%	0.55%
	会社負担分	0.95%	0.90%
建設の事業	従業員負担分	0.70%	0.65%
	会社負担分	1.15%	1.10%

※参考：※農林水産・清酒製造の事業もあり。詳細は以下の厚生労働省HPにて。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

◆ スタッフよい

廣島



入社して約12年、この度、退職することとなりました。

昨年の初夏頃からうつの症状が出始め、9月頃からは業務や私生活に支障が出始めた後、徳野先生には半年の猶予をいただきましたが、完全回復には至らず、情けなく思っております。

お客様、お取引先の皆様には、私が何もわからない頃から、温かくご支援・ご鞭撻いただき、成長の機会をいただきましたこと、とても感謝しております。

影ながらではございますが、引き続き皆様のご発展とご多幸をお祈りしております。

◆ クイズ

小鐵



4月～5月に、固定資産税の納税通知書(納付書)がそれぞれの市町村から順次発送されます。
早速お手元に届いた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。
今月は固定資産税の納付についてクイズです。

Q. 次の文章は正しいでしょうか。

固定資産税の納期限は、どの市町村も同じである。

A : 間違っています

固定資産税の納期限は市町村ごとに異なります。

例) 大阪市: 4月末、7月末、12月25日、2月末

奈良市: 4月末、7月末、11月末、2月末

納期限に間に合わず滞納となると、延滞金が発生することに…
くれぐれも納付は漏れの無いよう、よろしくお願いいたします!

